令和7年6月12日

サイバー空間における事後追跡上の 障害に関する実態調査

警察庁刑事局捜査支援分析管理官

○ 調査概要

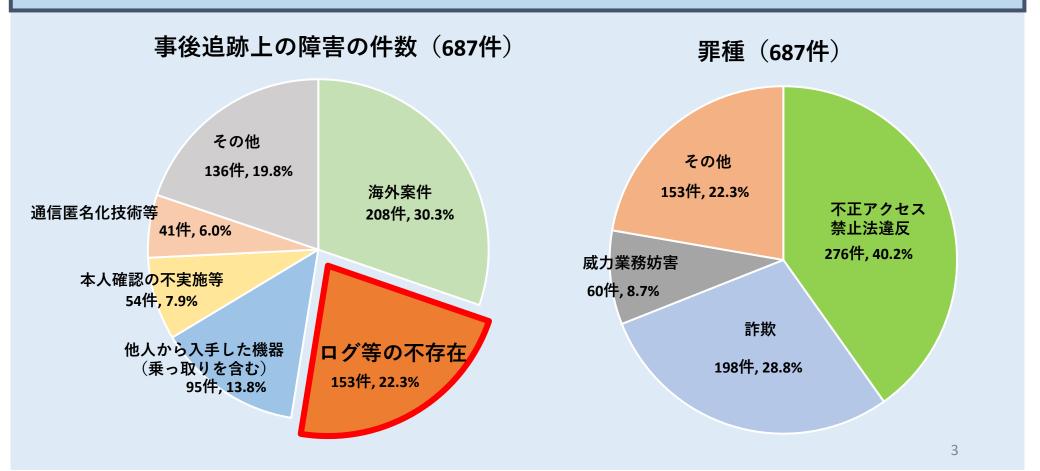
サイバー空間のおける事後追跡上の障害について実態 を把握するため、令和6年中に都道府県警察が捜査し た事件について調査を実施。

○ 集計対象

実行行為のほか、実行犯の募集、被疑者間の連絡等に インターネットが用いられた被疑事件のうち、<u>未検挙</u> であるもの。

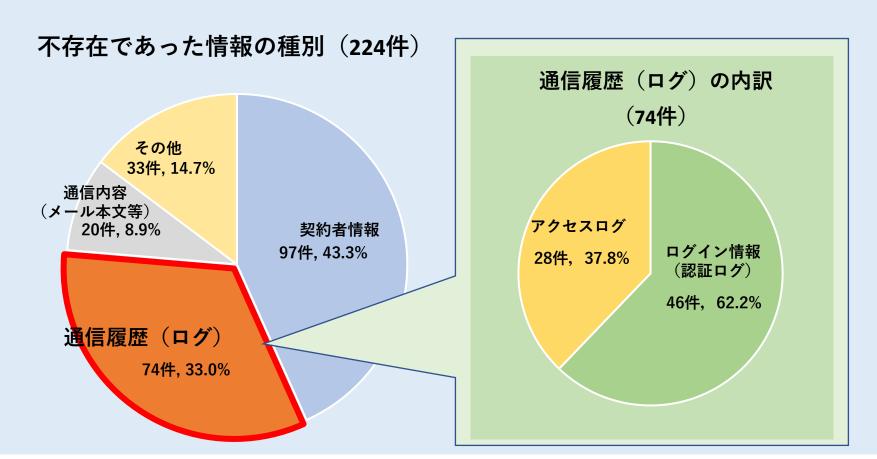
サイバー空間における事後追跡上の障害に関する実態調査概要

- 635事件について、687件 (※) の事後追跡上の障害が存在。※1事件当たり複数回答あり。
- 障害の種別でみると、海外案件(208件、30.3%)が最多。次いで<u>ログ等の不存在(153</u>件、22.3%)。
- 事後追跡上の障害があった事件の罪種では、不正アクセス禁止法違反(276件、40.2%) が最多。次いで詐欺(198件、28.8%)。



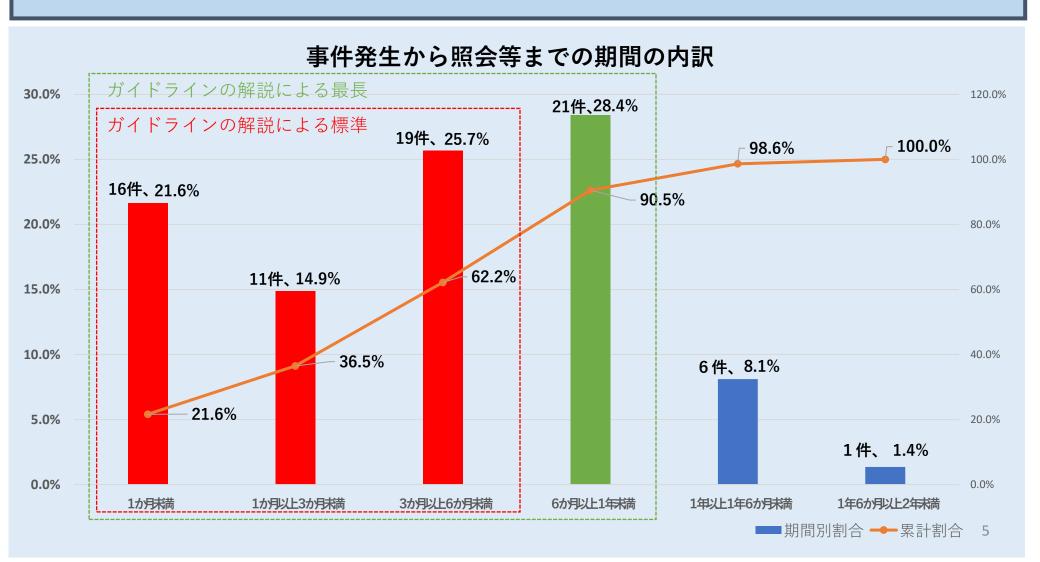
不存在であった情報の種別等

- ログ等の不存在(※)による障害に関して、不存在であった情報の件数は224件。
 - ※ 照会、保全要請、差押えの時点で通信履歴(ログ)、契約者情報等について、保有期間を超過又は保存していないもの
- 不存在であった情報の種別でみると、契約者情報(97件、43.3%)が最多。次いで、通信履歴(ログ)(74件、33.0%)。
- 不存在であった通信履歴(ログ)の内訳では、ログイン情報(認証ログ)(46件、 62.2%)が最多。次いで、アクセスログ(28件、37.8%)。



事件発生から照会等までの期間

- 通信履歴(ログ)の不存在による障害は74件。
- 事件発生から照会等(※)までの期間は、1年6か月未満が73件(98.6%)。
 - ※ 照会、保全要請、差押え



考察

今回の調査結果から、実効性のあるルール(※)の下で、通信履歴(ログ)が1年6か月保存されていれば、ログの不存在を原因とした捜査上の障害を概ね解消できると思料。

※<u>電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインでは、</u>通信の秘密への配慮から、業務遂行上必要な場合に限って通信履歴を記録することを認め、その場合、一般に 6 か月程度の保存は認められ、より長期の保存をする業務上の必要性がある場合には、1年 程度保存することも許容されるとの解説がなされている。